

令和3年3月16日

株主各位

福井市花堂中2丁目15番1号
サカイオーベックス株式会社
代表取締役社長 松木 伸太郎

臨時株主総会の議決権の基準日設定公告

当社は、令和3年3月31日（水）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、同年5月に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において議決権を行使することができる株主と定めましたので公告いたします。

（注）2021年2月9日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（2021年2月10日付「(変更)MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ）及び同年3月8日付「(変更)MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせにより変更された事項を含みます。）においてお知らせいたしましたとおり、サカイ繊維株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の発行済普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の90%未満である場合には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき当社株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを当社に要請する予定とのことです。但し、本公開買付けが成立しない場合、又は、本公開買付けの成立により公開買付者が当社の総株主の議決権の90%以上の議決権を保有するに至り、公開買付者が当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求するとともに、本新株予約権の所有者（公開買付者を除きます。）の全員に対し、その所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求する場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、上記基準日についても利用しない予定です。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
同事務所取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
大阪市中央区北浜四丁目5番33号

以上